

【Q 補助金の計上年度】

Q. 法人が施設整備等助成目的の補助金を受けることになりました。次年度5月に入金されますが、当年度末までに補助金の決定通知書を受けとっており、補助金の金額も確定しています。このような場合、補助金収入は、入金する次年度の計上でよいですか。

A

発生主義により、補助金の計上時期は、入金する時点ではなくて、補助金が確定した時点です。

したがって、当年度において、次のように計上します。

(未収金) / (施設整備等補助金収入)

(国庫補助金等特別積立金積立額) / (国庫補助金等特別積立金)

国や地方公共団体からの補助金の場合、補助金の交付決定通知書の日付が歳出年度と一致しており、当法人の補助金収入計上の年度と国・地方公共団体の歳出の年度が同じになります。